

平成30年10月17日  
国 税 庁

**岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域内に納税地があるたばこ販売業者の皆様へのたばこ税等の手持品課税納税申告書等の発送再開に係るお知らせについて**

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行っておりましたが、平成30年10月17日付国税庁告示により、岡山県倉敷市真備町を除く指定地域（以下「指定解除地域」といいます。）について、平成30年11月27日（火）をもって期限の延長措置を終了することとなりました。

本災害の発生を受けまして、指定地域内に納税地があるたばこ販売業者の皆様への、当該納税地に係る分のたばこ税等の手持品課税納税申告書等（以下「申告書等」といいます。）の発送を見合せておりましたが、期限の延長措置の終了に伴い、指定解除地域内に納税地があるたばこ販売業者の皆様への申告書等の発送を再開させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、申告書等の送付を受けたたばこ販売業者の方でも、災害により、平成30年11月27日までに申告ができない場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

○ 指定解除地域

| 都道府県名 | 指 定 解 除 地 域   | (参考) 管轄署                |
|-------|---|-------------------------|
| 岡 山 県 | 岡山市（北区・東区）、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町                   | 岡山東、岡山西、西大寺、瀬戸、倉敷、笠岡、高梁 |
| 広 島 県 | 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町） | 海田、呉、竹原、三原、尾道、西条、広島南    |
| 山 口 県 | 岩国市周東町  | 岩国                      |
| 愛 媛 県 | 宇和島市、大洲市、西予市  | 宇和島、大洲、八幡浜              |